医療現場におけるホルムアルデヒドの規制検討

The Knights

平成 20 年 9 月 11 日に厚生労働省にて、「平成 20 年度第 4 回少量製造・取扱いの規制等に係る小検討会」が行われました。今回の議題は「医療現場におけるホルムアルデヒドの規制に関する検討」で、「歯科医療」「病理学的検査等」「解剖」の 3 ケースにおける規制のあり方についての議論がなされました。各ケースにおける作業環境測定についての見解(概略)は、以下の通りです。

1. 歯科医療

歯科医療においてはホルムアルデヒドを使用する頻度が少なく、作業時間も短いため、一般的には第 2 類物質の製造又は取り扱いが常時行われる屋内作業場には該当しないと考えられる。但し、使用頻度が高い事業場については、別途の考え方が必要。

2. 病理学的検査等

病理学的検査においては、ホルムアルデヒド濃度が管理濃度(0.1ppm)等を大幅に超過している例が報告され、その上、常に病理学的検査を行っていることから、リスクが高いと考えられる。そのため、法令に基づき、定期的に作業環境測定を行い、その結果に基づき作業環境改善を進めることが求められる。

3. 解剖

解剖準備室等においては、解剖体の防腐処置・保存等の作業のため、1 年中ホルムアルデヒドを使用していること、労働者が直接ホルムアルデヒドを注入する作業を行っていること等から、リスクが高いと考えられる。同様に解剖実習室における実習においても、全国の大学でのアンケート調査において、ホルムアルデヒドの平均測定値が 0.55ppm と管理濃度を超えていることから暴露のリスクが高いと考えられる。

以上のことから、解剖準備室においては年間を通して作業しているため、法令に基づき、定期的に作業環境測定が必要。一方、解剖実習に関しては業務を行っている期間が通常 6 ヶ月に満たないため、法令上の義務はないが、毎年繰り返し行う作業であることから、何らかの測定を行い、その結果に基づき作業環境の改善を行うことが望ましい。

当社では作業環境測定に関して、豊富な経験があります。既に公定法である高速液体クロマトグラフ法にて、ホルムアルデヒドの測定も行っておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 厚生労働省ホームページ

クロマト分析箇所 赤城周作

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336 -0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
URL:www.knights.co.jp

今すぐ、結果が知りたい！っと思った事ありませんか？ 業界初新サービス、しかも無料！
「あなたの分析室Webシステム」過去データから最新の分析結果、分析の進捗状況まであなたのパソコンからいつでも好きなときにご確認いただけます。
まずは、お問合せください。